

平成31年度
阪南市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保への取組方針～

令和元年8月

阪南市通学路交通安全推進会議

目 次

1	背景・経緯	P 1
2	阪南市通学路交通安全推進会議の設置	P 3
3	取組方針	P 4
4	対策箇所一覧表と対策箇所図の公表	P 6
5	スケジュール	P 6
	参考資料 1 (※1)	P 7
	参考資料 2 (※2)	P 8
	参考資料 3	P10
○	平成31年度 対策箇所一覧表	P12
○	平成31年度 対策箇所図	P16

1 背景・経緯

平成24年4月以降、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生していることを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携・協力し、通学路の交通安全の確保に関する取組を進めることとなり、具体的な実現方策として市町村が交通安全対策プログラムの策定を求められている状況にあります。

阪南市における通学路の安全対策については従前よりP T A・学校・地域住民・警察・道路管理者・教育委員会等が連携し、危険箇所の改修や見守り活動の実施など、ハード面・ソフト面で様々な取組を進めています。

平成24年度には関係機関と連携し、市内の小学校の通学路について緊急合同点検を実施し、道路管理者と連携を図りながら安全対策を講じ、平成25年度までに一定の対策を講じています。

平成18年に策定した「小中学校及び幼稚園整理統合・整備計画」に基づき市内小中学校の整理統合に取り組んでおりますが、点検実施後の平成25年4月に尾崎小学校と福島小学校を統合し、平成28年4月に下荘小学校と箱作小学校、朝日小学校と朝日小学校山中分校、平成29年4月には東鳥取小学校と波太小学校が統合し、整理統合により生じる新たな通学路の安全対策も必要となっていました。

また第10次阪南市交通安全計画(H28～32)※1(P7参照)において、地域住民・自治会・P T A・学校・その他各種団体等及び道路管理者の主体的な参加のもとに、交通安全施設・通学路等の点検を推進するとともに、道路利用者が日常感じている意見を道路交通環境の整備に反映することとしています。

こうした動きを踏まえ、更なる関係機関の連携を図るため「阪南市通学路交通安全推進会議」を設置し、整理統合により想定される新たな通学路を加え、継続的に点検及び方策の検討と対策、検証を実施することで阪南市の通学路の安全対策を一層充実させる観点から、平成27年3月に「阪南市通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保への取組方針～」を策定し、平成27年度以降は、毎年重点的に取り組む「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を本会議において進捗管理しています。

本年度は、平成26年度に対策を実施し、平成27年度に改善した万葉台下りの交差点(下小-2)について、再検証のための合同点検を実施するとともに、各学校からの新たに出された危険箇所を中心に議論し、「平成31年度 阪南市通学路交通安全プログラム」として、内容を見直しました。

(1) 主な事故の概要

H24. 4. 23	京都府亀岡市で、登校中の児童等の列に車が突入し、児童2名と保護者1名が死亡、7名が重軽傷
H24. 4. 27	千葉県館山市で、登校のためバス停で待っていた児童に自動車突入し、1名が死亡
H24. 4. 27	愛知県岡崎市で、登校のため横断歩道を渡っていた児童に自動車突入し、2名が負傷
H24. 5. 7	愛知県小牧市で、登校のため横断歩道を渡っていた中学生を自動車をはね、1名が重体 など

(最近の事故)

R1. 5. 8	滋賀県大津市で、散歩中の園児の列に自動車突入し、16人の園児らが死傷
----------	------------------------------------

(2) 各省庁等の動き

H24. 4. 27	「学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージ」を発表
H24. 5. 1	文部科学省スポーツ・青少年局長より 各都道府県知事・各都道府県教育委員会教育長あて 「学校の通学路の安全確保について」(依頼)
H24. 5. 28 (内容)	文部科学省、国土交通省、警察庁(3省庁連名)による関係省庁副大臣会議を開催し、通学路の交通安全の確保に関する取組を取りまとめ ○国レベルの連携体制の強化 ○地域レベルの関係機関による連携体制の整備 ○緊急合同点検の実施
H24. 5. 30 (内容)	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長より 各都道府県教育委員会学校安全主管課長あて 通学路の交通安全の確保の徹底について(依頼) ○通学路の緊急合同点検及び対策の検討・実施を依頼
H25. 12. 6 (内容)	文部科学省・国土交通省・警察庁(3省庁連名)※2(P8参照) 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について 1) 推進体制の構築 2) 基本的方針の策定 (1) 合同点検の実施方針 (2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針 3) 通学路交通安全プログラムの公表等

2 阪南市通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を委員とする「阪南市通学路交通安全推進会議」を設置し、多様な主体が連携して、児童・生徒の登下校時の安全を確保していきます。

(1) 構成

ア. 道路管理者

国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所

大阪府岸和田土木事務所

阪南市事業部土木管理室

イ. 大阪府泉南警察署

ウ. P T A

エ. 各小中学校（幼稚園）

オ. 阪南市市民部生活環境課

カ. 阪南市総務部行政経営室

キ. 阪南市教育委員会事務局

(2) 推進体制

ア. 道路管理者（国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所、大阪府岸和田土木事務所、阪南市事業部土木管理室）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路について、歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。

イ. 大阪府泉南警察署は、児童・生徒の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締りなどに取り組みます。

ウ. P T Aは、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などに取り組みます。

エ. 学校は、より安全な通学路を指定するとともに学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、保護者・地元自治会と協議して、関係機関へ改善を要請します。

オ. 生活環境課は、地域全般に係る交通安全・防犯などの環境整備に取り組みます。

カ. 行政経営室は、市の総合計画等の全市的視点で事業化に向けた政策調整に取り組みます。

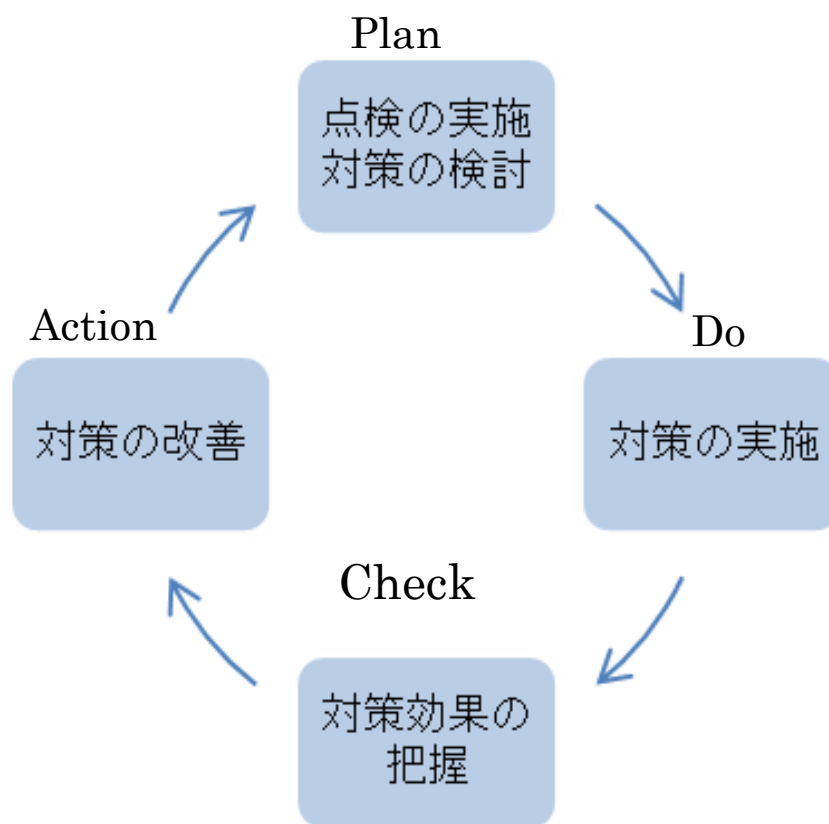
キ. 阪南市教育委員会事務局は、各学校の通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。

3 取組方針

(1) 基本方針

継続的に通学路の安全を確保するため、通学路交通安全プログラム策定以降も、毎年、合同点検を継続実施するとともに、対策後の効果検証を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして下図のように繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



(2) 通学路の調査

○市内各校において、毎年4月頃に通学路の調査（A）を実施します。

○通学方法、通学経路、通学人数などを把握します。

(3) 定期的な合同点検

ア. 合同点検の実施時期等

- 市内各校において、毎年5月頃に通学路の安全点検(B)を実施します。
- 阪南市通学路交通安全推進会議においては、効率的・効果的に安全対策を行うために重点的に取り組む通学路について合同点検(E)を実施します。

イ. 合同点検の体制

- 各校で、必要に応じて学校、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を実施します。

(4) 対策箇所一覧表と対策箇所図の作成

- 各学校における点検結果については、関係機関で個別検討(C)を行った後、阪南市通学路交通安全推進会議(D)において「対策箇所一覧表(F)」を作成します。
- また、本会議において特に重点的に取り組む危険箇所については関係者間で認識を共有するために別途「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。

(5) 対策の検討

- 安全点検等の結果から明らかになった対策必要箇所については、「歩道等の整備」、「防護柵の設置」のような『ハード対策』や、「見守り活動」、「交通安全教育」のような『ソフト対策』などに分類し検討(C)を行います。

(6) 対策の実施

- 対策の実施(G)が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(7) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果があがっているか、児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校への状況調査や実地検査などにより、対策効果の把握(B)に努めます。



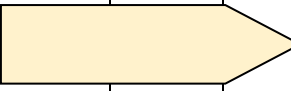

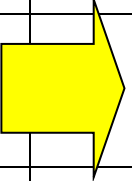
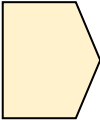
(8) 対策の改善・充実

- 対策後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実(G)を図ります。

4 対策箇所一覧表と対策箇所図の公表

各校における点検結果のうち、本会議において特に重点的に取り組む危険箇所については、関係者間で認識を共有するために通学路交通安全プログラムにおいて「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」(F)を掲載し、公表します。

5 スケジュール

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月～
(A) 各校における通学路調査 ・通学路の確認						
(B) 各校における通学路の安全点検 ・危険箇所調査 ・対策効果の把握						
(C) 各関係機関で個別検討 ・過年度分の対策実施状況の報告 ・新規危険箇所の対策検討						
(D) 阪南市通学路交通安全推進会議 ・危険箇所改善要望一覧表						
(E) 合同点検 ・対策の検討		個別点検 ●			合同点検 ●	
(F) 通学路交通安全プログラム(公表) ・対策箇所一覧表の更新 ・対策箇所図の更新						
(G) 各関係機関で対策・改善・充実 ・対策の予算化・実施 ・対策の改善・充実						

参考資料 1 (※1)

■ 第 10 次阪南市交通安全計画 (H29～32) 【一部抜粋】

第 2 章 講じようとする施策

第 3 節 道路交通環境の整備

少子高齢化が一層進展する中で、高齢者や障がい者、子どもを事故から守る観点から、通学路、幹線道路等において歩道の整備を推進するなど、人優先の道路交通環境整備を図ります。

1. 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) (省略)

(2) 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、中学校、高等学校等に通う児童・生徒の通行の安全を確保するため、歩行者・自転車通行者の多い道路には、歩道、路側帯等の整備を推進します。

(3) (省略)

(4) 通学路の安全確保へ取り組み

平成 24 年度以降、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生していることを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携・協力し、通学路の交通安全の確保に関する取り組みを進めることとなりました。具体的な実現方策として、平成 27 年より「阪南市通学路交通安全プログラム」を策定し、小中学校等の整理統合を踏まえたプログラムの見直しを随時行い、通学路の安全対策をより一層充実させています。

2. 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備

道路交通の安全は、道路利用者の生活・社会活動等に関係するため、地域の道路環境や利用実態及び交通状況等を確認し、地域の実情にあった道路交通環境の整備を行います。安全な道路交通環境の整備にあたっては、道路利用者の視点を踏まえることが重要であることから、地域住民、自治会、学校、PTA その他各種団体等及び道路管理者の主体的な参加のもとに、交通安全施設、通学路等の点検を推進するとともに、道路利用者が日常感じている意見を道路交通環境の整備に反映します。

また、交通安全は住民の安全意識に支えられていることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るために、行政と市民の連携による交通安全対策を推進します。

3. (省略)

参考資料 2 (※2)

- 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について
(平成 25 年 12 月 6 日付 文部科学省・国土交通省・警察庁)

<table border="1"><tr><td>別 紙</td></tr></table> 平成25年12月6日 文 部 科 学 省 国 土 交 通 省 警 察 庁	別 紙
別 紙	
通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について	
<p>これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。</p> <p>そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。</p>	
記	
<p>1. 推進体制の構築</p> <p>地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に関係する協議会を設置する等推進体制を構築する。</p> <p>推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。</p> <p>なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。</p>	
<p>2. 基本的方針の策定</p> <p>1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。</p> <p>(1) 合同点検の実施方針</p> <p>合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。</p> <p>合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま</p>	

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本的方針の公表

基本的方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本的方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本的方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本的方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

参考資料 3

■通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等【一部抜粋】

●平成 24 年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）（抄）
市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求める。また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

●学校保健安全法（昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号）
（学校安全計画の策定等）

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

●交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令
（昭和 41 年 4 月 1 日政令第 103 号）

第 4 条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

1 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間

2 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

- 学校安全参考資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』
(文部科学省著作権所有,平成13年発行,平成22年改訂)別表3
(通学路の設定)

通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合,交通量が少ない,幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道,信号機が設置されたり,又は,警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低い など

- 交通安全対策基本法(昭和45年6月1日法律第110号)
(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(道路等の設置者等の責務)

第5条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

平成31年度 阪南市通学路交通安全プログラム(主要対策箇所一覧表)

【尾崎小学校】

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-1	尾小-1	鳥取吉見泉佐野線(250号)	阪南市 尾崎町1丁目	歩道がなく、歩行者信号を和歌山側から渡ると、すぐ道幅が狭くなる	歩道確保 路側線の延長、着色	大阪府	平成26年度～

【西鳥取小学校】

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-2	西小-4	市道西鳥取49号線	阪南市 鳥取658	ガード下の見通しが悪い	注意喚起の路面標示	阪南市	対策済
H31-3	西小-8	府道自然田鳥取ノ荘停車場線	阪南市 鳥取425-1	歩道幅員が狭く段差もあるため転倒の危険がある	歩道拡幅、バリアフリー化	大阪府	対策済

【下荘小学校】平成28年4月統合

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-4	下小-2	市道下荘132号線 市道下荘133号線	阪南市 箱作347付近	信号のない交差点で、坂道のため通行車両の速度抑制が必要	交差点路面標示(対策済) 立体路面標示(対策済)	阪南市	合同点検 (再検証)
H31-5	下小-3	府道と歌山阪南線 (旧国道26号)	阪南市箱作	歩道幅員が狭く、前方から通行者が来た際など、歩道から車道へ転落する恐れがある	横断防止柵設置(対策済) 歩道拡幅	大阪府 (前国土交通省)	事業中
H31-6	下小-4	府道と歌山阪南線 (旧国道26号)	阪南市 箱作3521付近	店舗への車両の出入りが多く、歩行者にとっては接触事故等の危険があり、多くの注意を払う必要がある	横断防止柵及びびバリアカー設置 (対策済) 歩道拡幅	大阪府 (前国土交通省)	事業中
H31-7	下小-5	府道と歌山阪南線 (旧国道26号)	阪南市 箱作174付近	歩道幅員が十分でなく、前方から通行者が来た際など、歩道から車道へ転落する恐れがある	横断防止柵設置(対策済) 歩道拡幅	大阪府 (前国土交通省)	事業中
H31-8	下小-6	府道と歌山阪南線 (旧国道26号)	阪南市 箱作327付近	歩道幅員が十分でなく、前方から通行者が来た際など、歩道から車道へ転落する恐れがある	横断防止柵設置(対策済) 歩道拡幅	大阪府 (前国土交通省)	事業中

平成31年度 阪南市通学路交通安全プログラム(主要対策箇所一覧表)

【下荘小学校】平成28年4月統合

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-9	下小-7	府道と歌山阪南線 (旧国道26号)	阪南市 箱作1529付近	緩やかなカーブだが、車両が歩道際を通行することが多く、歩道幅員が狭いので集団で登下校するには危険	ガードレール設置(対策済) 歩道拡幅	大阪府 (前国土交通省)	事業中
H31-10	下小-8	府道と歌山阪南線 (旧国道26号)	阪南市 箱作335付近	時間帯によってはロータリーから駅への歩行者なども多く、歩道から車道へはみ出る恐れがある	横断防止柵設置(対策済) 歩道拡幅	大阪府 (前国土交通省)	事業中
H31-11	下小-9 (箱小-1)	府道と歌山阪南線 (旧国道26号)	阪南市 箱作2316付近	横断歩道が薄い 統合後には通学する児童数の増加が見込まれる	横断歩道ひき直し	泉南警察署	対策済
H31-12	下小18 (箱小-10)	市道下荘91号線	阪南市 箱の浦1付近	「とまれ」が消えかけていたり、路側帯が消えかけている	道路標示をひき直し 注意喚起の標識 路側線のひき直しと着色	阪南市	対策済
H31-13	下小20 (箱小-12)	府道と歌山阪南線 (旧国道26号)	阪南市 箱作1532付近	路側帯と横断歩道が消えかけている	路側線・横断歩道のひき直し	泉南警察署	対策済
H31-14	下小21 (箱小-13)	府道と歌山阪南線 (旧国道26号)	阪南市 箱作2246付近	通学人数が増え、前方から通行者があつた際に、歩道から車道へ転落する危険性が増す	横断防止柵設置(対策済) 歩道拡幅	大阪府 (前国土交通省)	平成26年度～
H31-15	下小26 (箱小-18)	府道と歌山阪南線 (旧国道26号)	阪南市 箱作2232付近	通学人数が増え、前方から通行者があつた際に、歩道から車道へ転落する危険性が増す	横断防止柵設置(対策済) 歩道拡幅	大阪府 (前国土交通省)	平成26年度～

【東鳥取小学校】平成29年4月統合

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-16	東小-1 (東中-4)	市道尾崎石田線 市道東鳥取80号線	阪南市 石田1012付近	路側帯が狭く、グレーチングがない溝が多くあり、電信柱などを避けるため児童は路側帯をはみ出す	路側線のひき直し 路側帯の着色	阪南市	対策済
H31-17	東小-5 (東中-8)	市道尾崎自然田線	阪南市 自然田596付近	通勤通学時間帯にも大型バスが運行しており、平常時においても歩道幅が狭いため路側帯をはみ出す	水路の暗渠化による路側帯の拡幅	阪南市	予算及び関係権利者との調整を見極め検討

平成31年度 阪南市通学路交通安全プログラム(主要対策箇所一覧表)

【東鳥取小学校】平成29年4月統合

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-18	東小-9 (波小-1)	市道尾崎石田線	阪南市 石田585付近	統合により横断歩道で道路を横断する児童が大幅に増加するが横断前の十分な溜まり場や歩道がない	歩道整備 横断歩道移設 信号機設置	阪南市 泉南警察署	対策済
H31-19	東小-10 (波小-2)	市道尾崎石田線	阪南市 石田620付近	統合後の想定通学路として直近の信号機付き横断歩道の活用を検討しているが、周辺の路側帯が狭い	路側帯拡幅 路側帯着色	阪南市	対策済
H31-20	東小-11 (波小-3)	東鳥取77号線	阪南市 鳥取中121付近	路側帯が片側にしかなく、波小-1の整備によって路側帯がない側を通学することが想定される	両側に路側線 路側帯着色	阪南市	対策済
H31-21	東小-18	国道26号	阪南市 自然橋付近	車が、運転を誤って交差点内に飛び込んだ際に、歩行者を守るものがない	ガードレール・ポール等設置	国土交通省	実施に向け内 部調整中

【舞小学校】

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-22	舞小-1	市道西鳥取177号 線・市道西鳥取 217号線	阪南市 舞4丁目	通学時間帯に車の通行が多いが、横断歩道がないため、車を気にしながら横断しなければならない	横断歩道設置	泉南警察署	困難

【朝日小学校】平成28年4月統合

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-23	朝小-1 (東中-1)	市道東鳥取129号 線	阪南市 和泉鳥取1069	JR阪和線ガード下でカーブした狭隘道路で見通しが悪い	道路拡幅	阪南市	対策済
H31-24	朝小-4 (分校-1)	府道と歌山貝塚 線	阪南市 山中溪131	大型車の通行も多い	歩道整備	大阪府	平成28年度～

平成31年度 阪南市通学路交通安全プログラム(主要対策箇所一覧表)

【上荘小学校】

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-25	上小-15	市道尾崎自然田線	阪南市 下出545付近	交通量が多いが一部歩道がなく、横断防止柵もない	路側帯着色	阪南市	対策済

【桃の木台小学校】

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-26	桃小-4	市道丘陵東線	阪南市 桃の木台5丁目	学校近くの交差点で通行する児童が多いが信号がない	横断歩道等のひき直し 「横断歩道近し」標識	泉南警察署	対策済

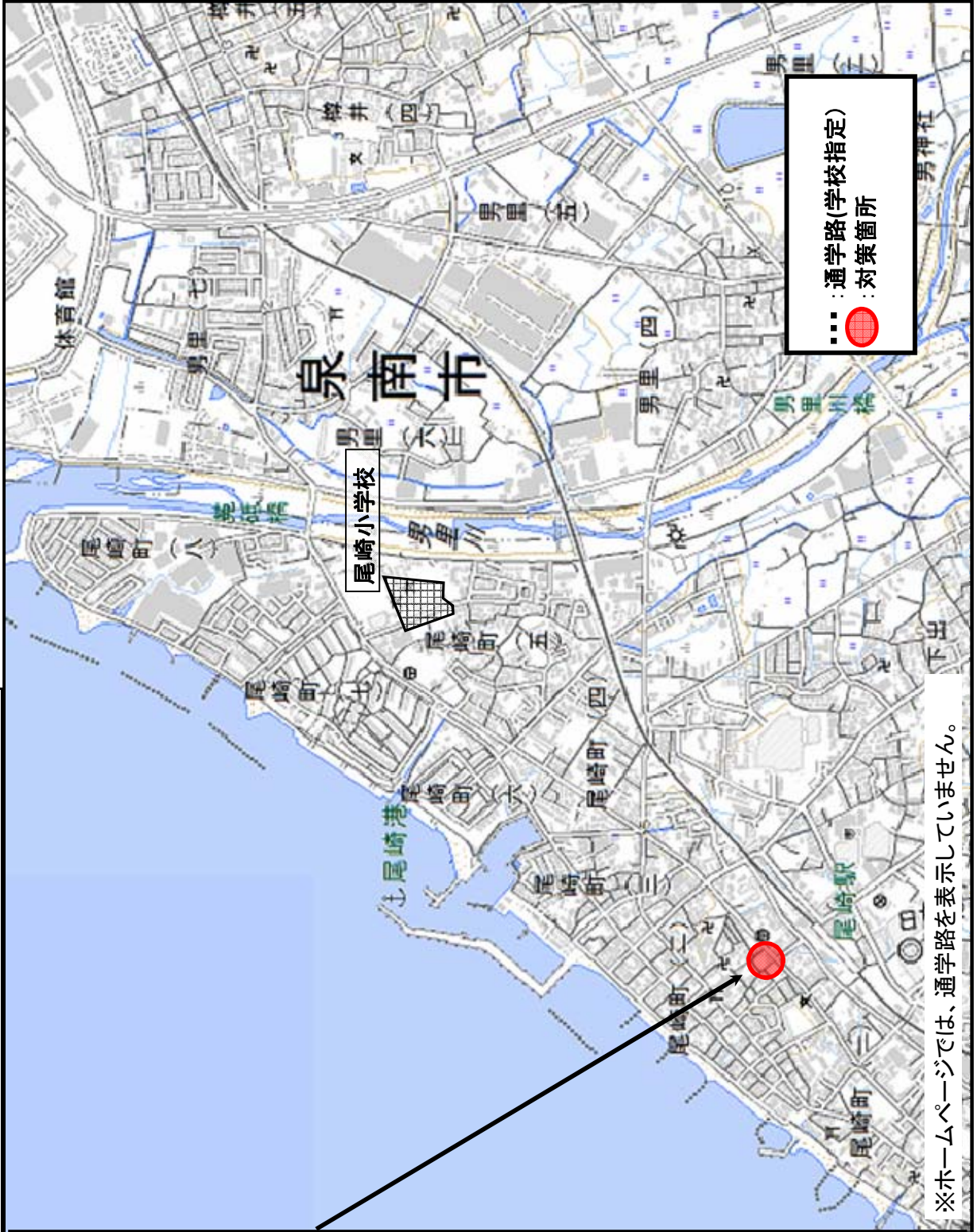
【貝掛中学校】

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-27	貝中-1	市道石田箱作線	阪南市 貝掛1198付近	車が通行する際、自転車が路肩から滑り落ちる事案があった	ガードレール設置	阪南市	周辺状況の変化により対応不要
H31-28	貝中-2	市道下荘14号線	阪南市 貝掛1372付近	自転車通学生が歩行生徒と並んだり、自転車が自転車を追い越す	自転車専用レーン設置	阪南市	修繕計画と整合を図る

【尾崎中学校】

プログラムNo.	調査票No.	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策内容	管理者	進捗状況等
H31-29	尾中-1	市道東鳥取1号線	阪南市 尾崎町5丁目	線路をくぐる道幅が狭いため、車と接触する危険性がある	注意喚起標示設置	阪南市	対策済
H31-30	尾中-2	市道東鳥取2号線	阪南市 尾崎町5丁目	鋭角に曲がった交差点で見通しが悪く、路側帯がない	路側帯設置	阪南市	予算状況を見極め実施

尾崎小学校通学路対策箇所図



※ホームページでは、通学路を表示していません。

No H31-1【尾小-1】

歩道がなく、歩行者信号を和歌山側から渡ると、すぐ道幅が狭くなる



H26対策

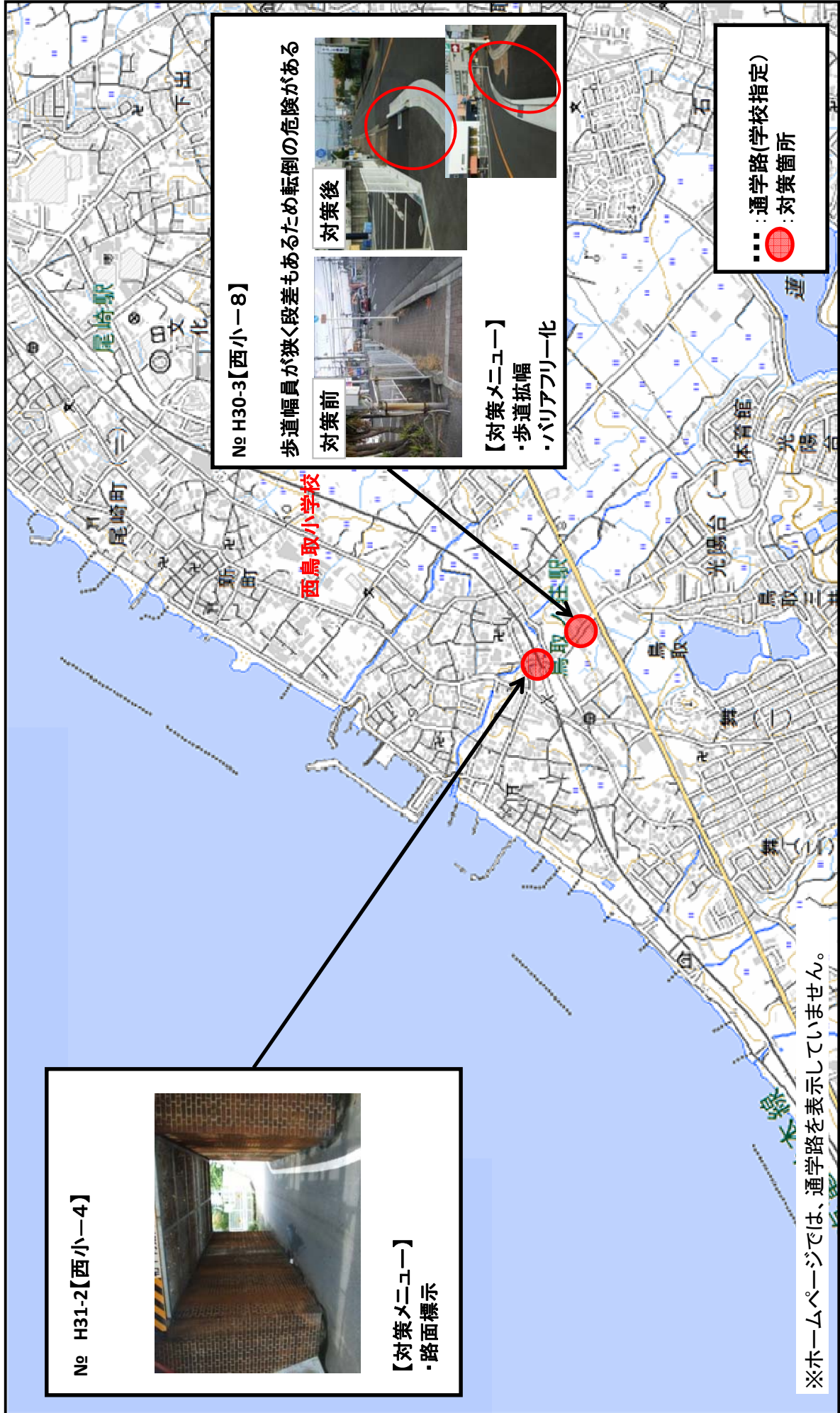


H27対策

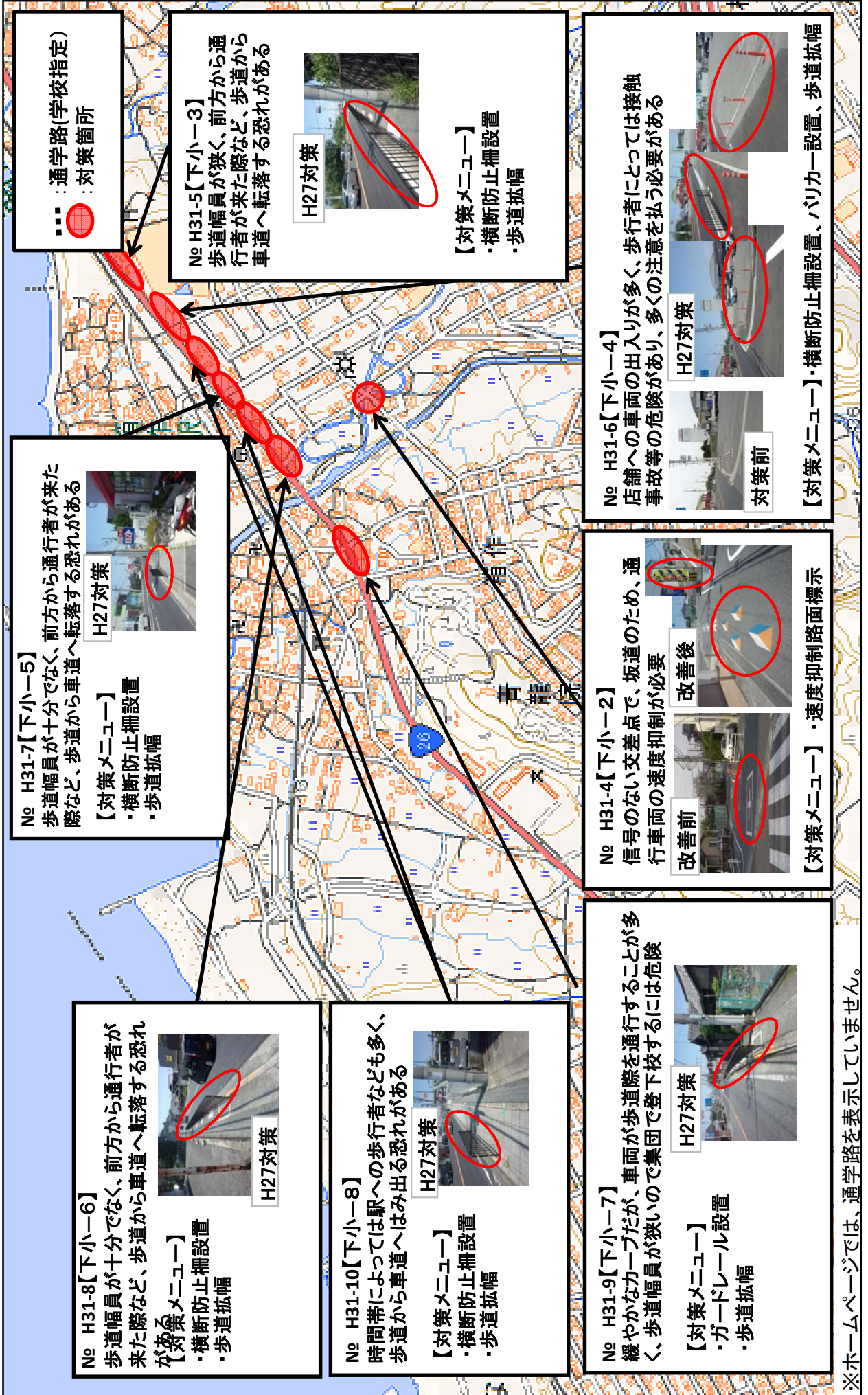


【対策メニュー】
・路側帯の延長
・歩道確保

西鳥取小学校通学路対策箇所図

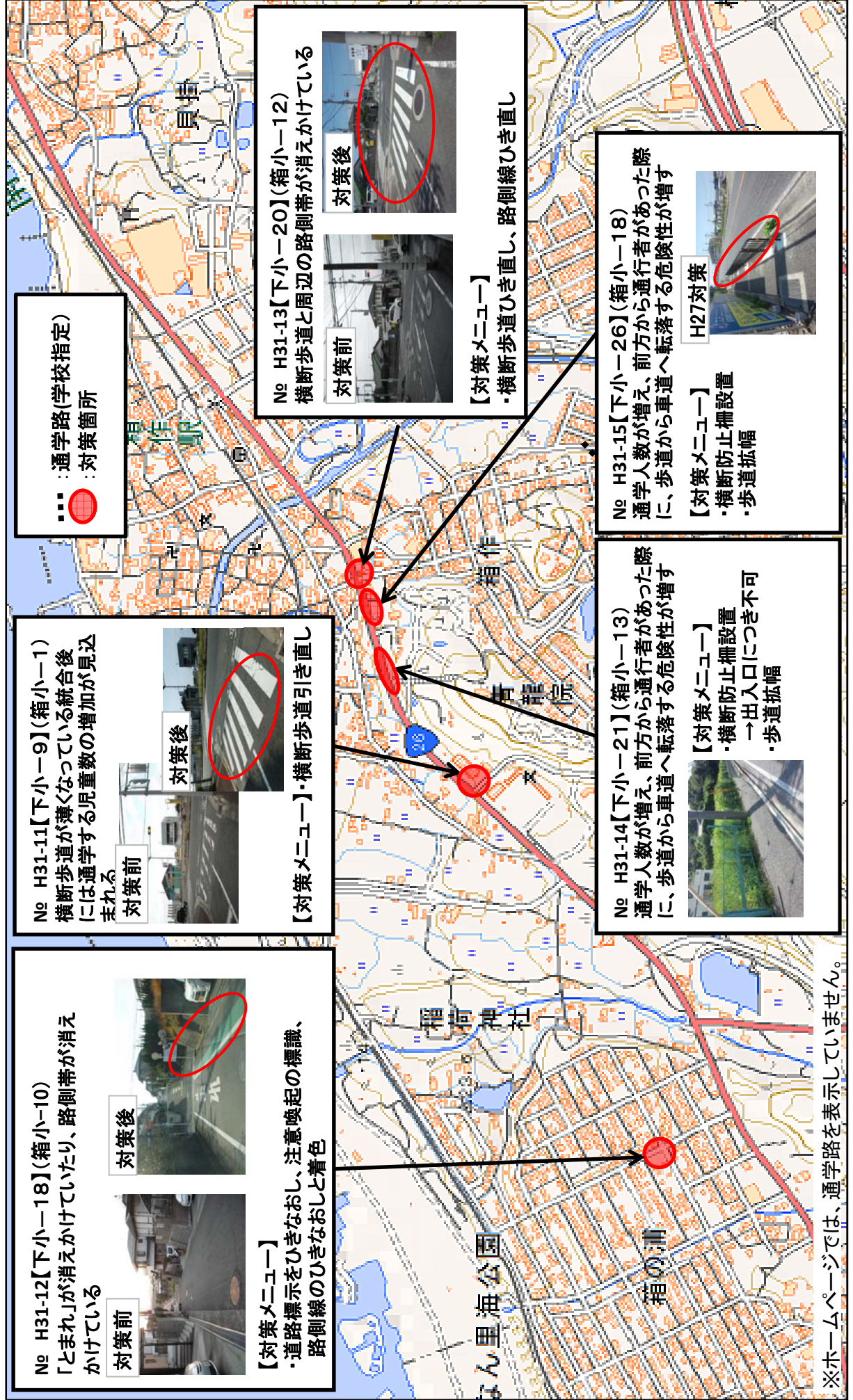


下荘小学校通学路対策箇所図(その1)



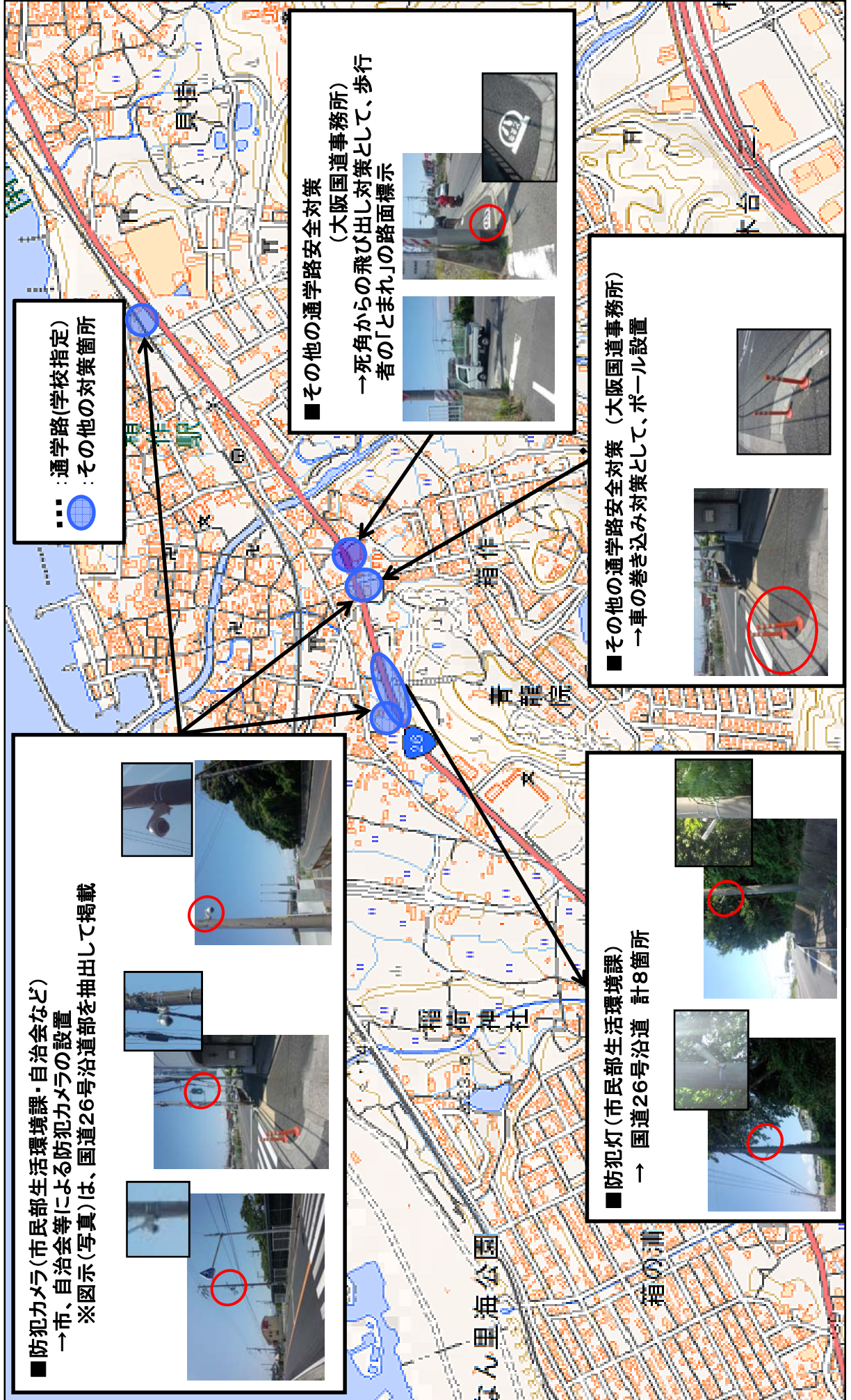
※ホームページでは、通学路を表示していません。

下荘小学校通学路対策箇所図(その2)



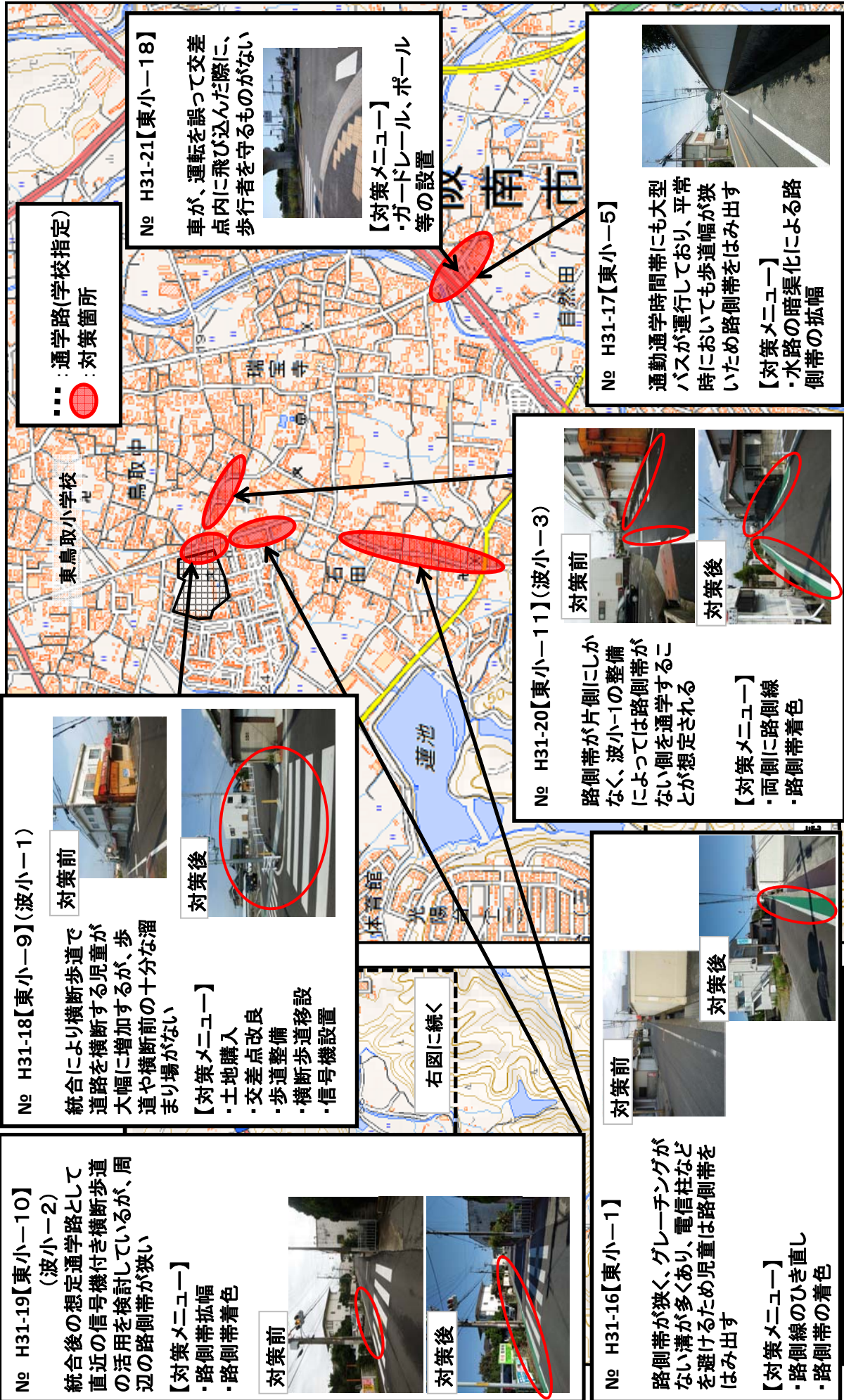
下荘小学校通学路対策箇所図(その他)

通学路安全対策(その他)・防犯灯・防犯カメラ 等



※ホームページでは、通学路を表示していません。

東鳥取小学校通学路対策箇所図



№ H31-19【東小-10】
(波小-2)

統合後の想定通学路として直近の信号機付き横断歩道の活用を検討しているが、周辺の路側帯が狭い

【対策メニュー】

- ・路側帯拡幅
- ・路側帯着色

対策前



対策後



№ H31-18【東小-9】(波小-1)

統合により横断歩道で道路を横断する児童が大幅に増加するが、歩道や横断前の十分な溜まり場がない

【対策メニュー】

- ・土地購入
- ・交差点改良
- ・歩道整備
- ・横断歩道移設
- ・信号機設置



対策前



対策後

№ H31-20【東小-11】(波小-3)

路側帯が片側にしかなく、波小-1の整備によっては路側帯がない側を通学することが想定される

【対策メニュー】

- ・両側に路側線
- ・路側帯着色

対策前



対策後



№ H31-17【東小-5】

通勤通学時間帯にも大型バスが運行しており、平常時においても歩道幅が狭いため路側帯をはみ出す

【対策メニュー】

- ・水路の暗渠化による路側帯の拡幅



№ H31-21【東小-18】

車が、運転を誤って交差点内に飛び込んだ際に、歩行者を守るものがない

【対策メニュー】

- ・ガードレール、ポール等の設置



№ H31-16【東小-1】

路側帯が狭く、グレーチングがない溝が多くあり、電信柱などを避けるため児童は路側帯をはみ出す

【対策メニュー】

- ・路側線のひき直し
- ・路側帯の着色

対策前

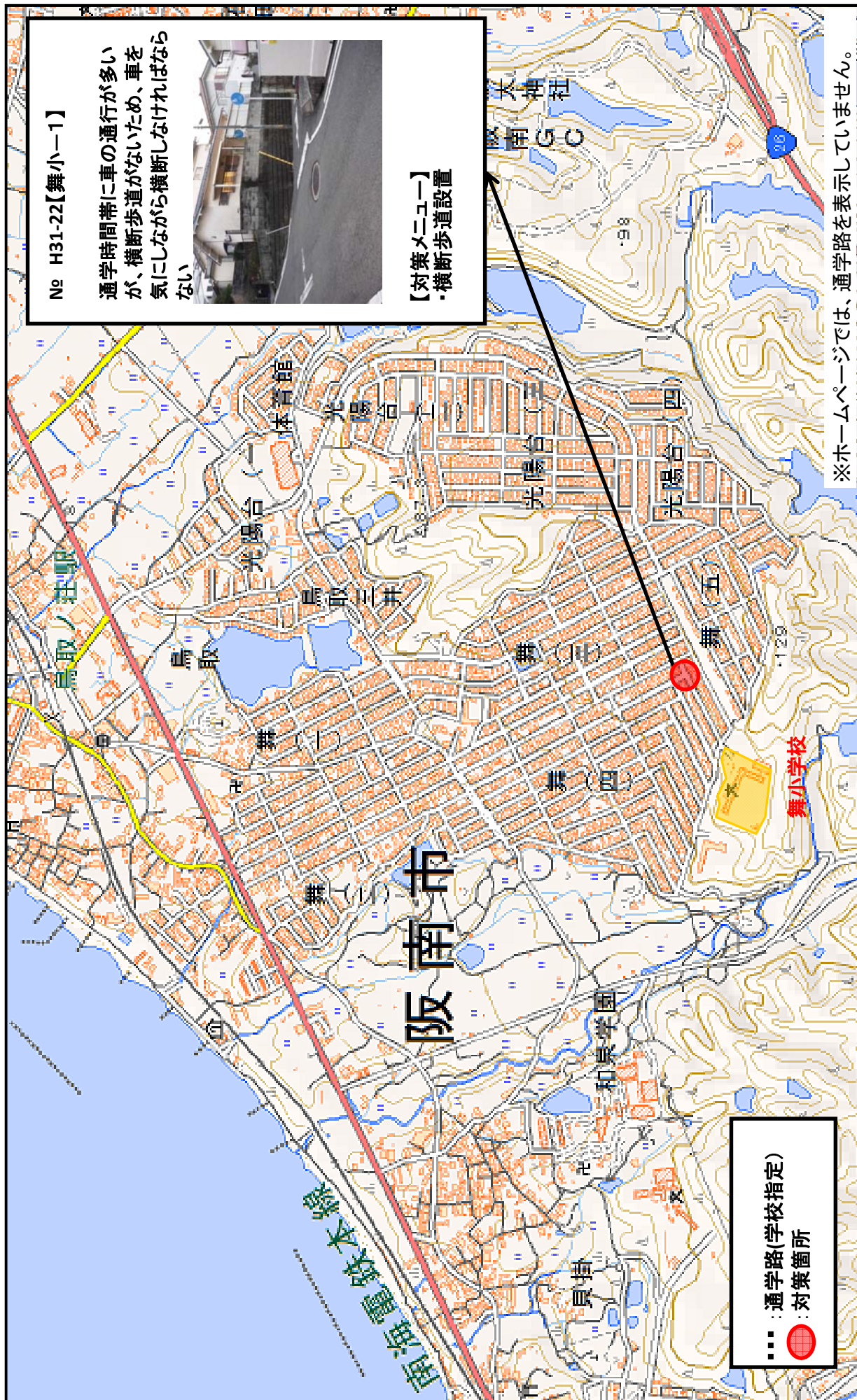


対策後



※ホームページでは、通学路を表示していません。

舞小学校通学路対策箇所図



朝日小学校主要通学路

朝日小学校

和泉鳥取

和泉鳥取駅

阪南市

緑ヶ丘(一)

緑ヶ丘(二)

右図に続く

【対策メニュー】・道路拡幅

№ H31-23【朝小一1】

JR阪和線下を通り、カーブした狭隘道路で、見通しが悪い歩道がなく、歩行者信号を和歌山側

対策前

対策後

※ホームページでは、通学路を表示していません。

高山

山中溪

山中

左図に続く

№ H31-24【朝小一4】(分校一1)

大府と和歌山県を結ぶ府道で、大型車の通行も多いが歩道がない

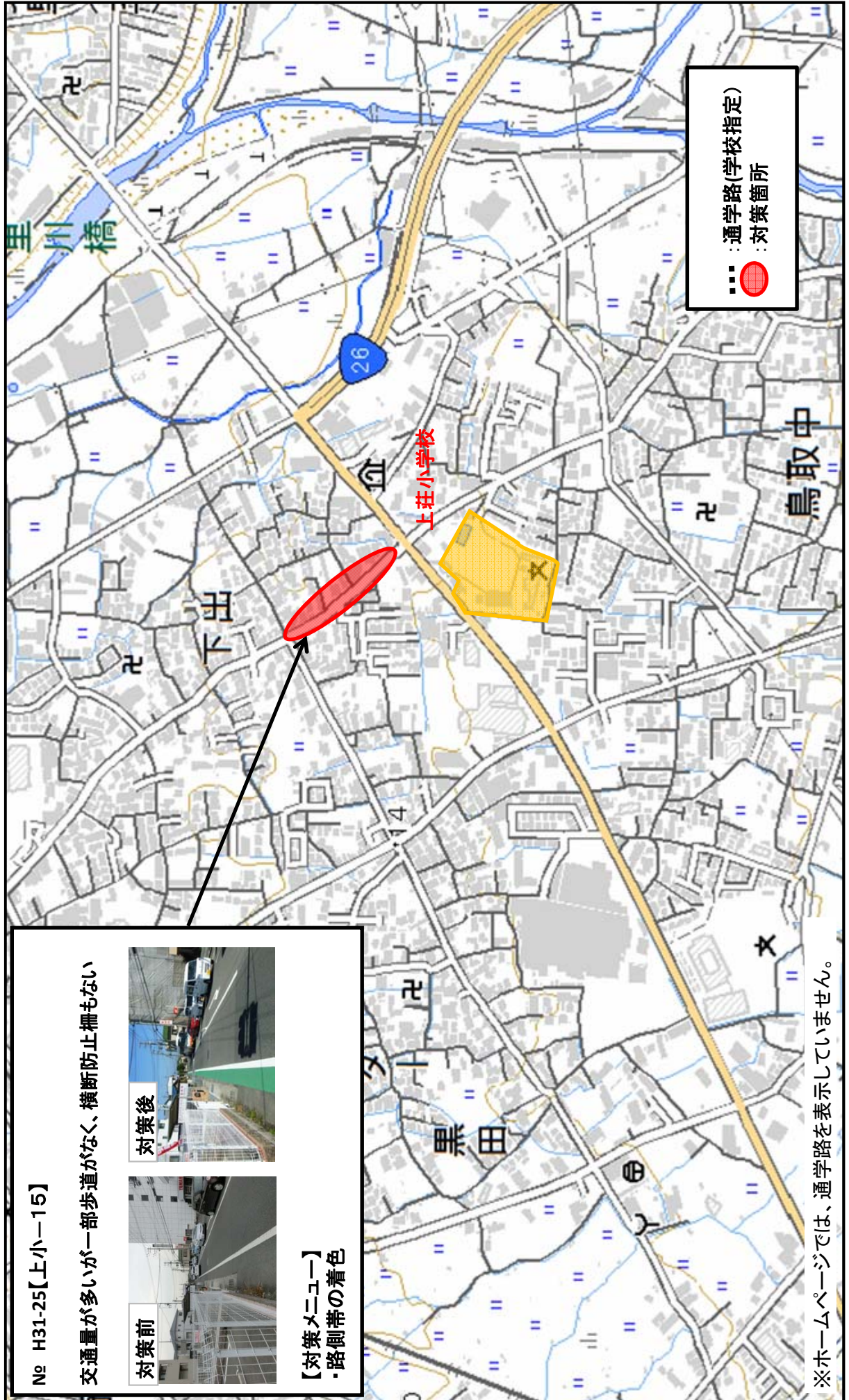
【対策メニュー】

・歩道整備

.....: 通学路(学校指定)

●: 対策箇所

上荘小学校通学路対策箇所図



№ H31-25【上小-15】

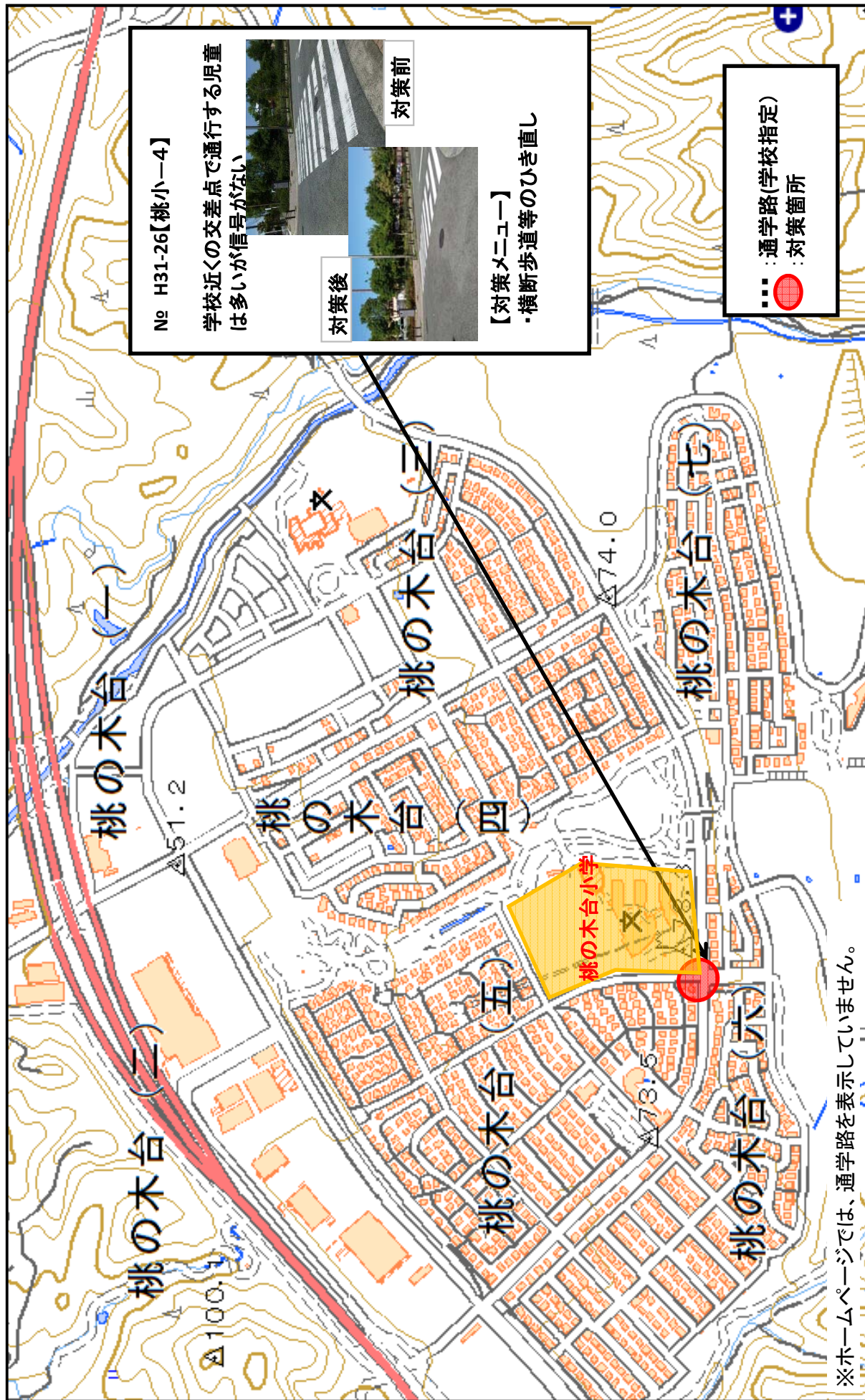
交通量が多いが一部歩道がなく、横断防止柵もない



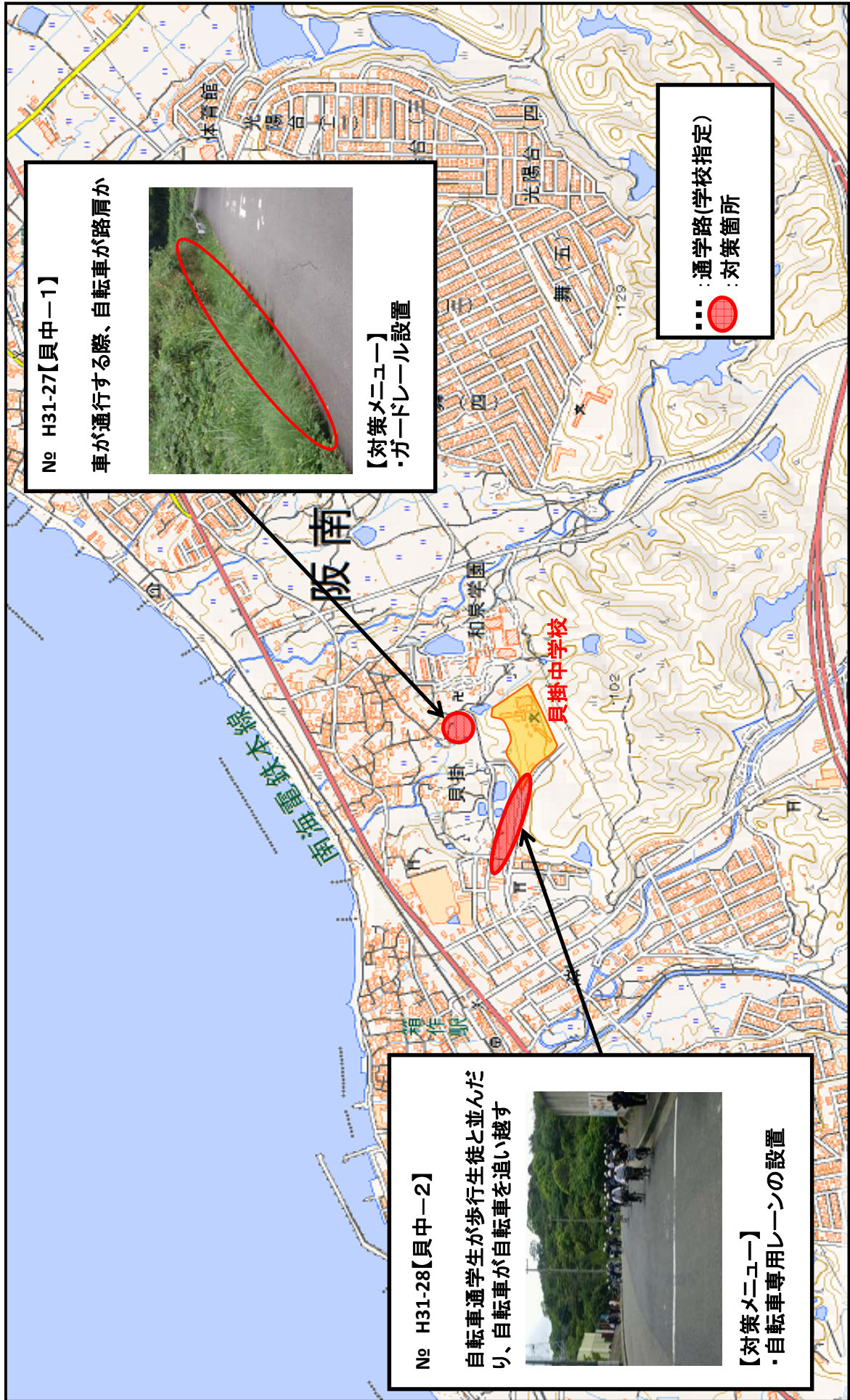
【対策メニュー】
・路側帯の着色

※ホームページでは、通学路を表示していません。

桃の木台小学校通学路対策箇所図



貝掛中学校通学路対策箇所図



尾崎中学校通学路対策箇所図

